

令和5年度第3回龍ヶ崎市情報セキュリティ委員会

日時：令和6年2月9日（金）
情報化推進委員会終了後
場所：庁議室

- 1 令和5年度下半期情報セキュリティ内部監査について
- 2 個人情報に係るインシデント対応訓練について
- 3 情報セキュリティポリシーの改正について

令和5年度（下半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的・物的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取り扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、セキュリティ上の課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としています。

(2) 監査対象課等及び対象システム

ア 監査対象課等

保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局

イ 対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、各課等が管理及び所有しているシステム

(3) 監査実施日

令和5年12月26日（火）

(4) 監査実施体制

監査実施責任者：デジタル都市推進課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：デジタル都市推進課（監査規程第3条第1項）

(5) 監査の基準となる根拠

- ・龍ケ崎市情報セキュリティ規則 ・龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程
- ・龍ケ崎市電子文書取扱規程
- ・龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・龍ケ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ・地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）

2 監査結果

（総評）

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ケ崎市情報セキュリティポリシーに基づき、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行い、また、e-Learning の受講により意識高揚を図っている。

今回の内部監査においては、対象課等より提出のあった各種チェックシート等の確認に加え、コロナ禍において中止していた対象課等職員に対するヒアリングも上半期に引き続き実施し、情報セキュリティ対策が適切に行われているかを確認し、また各課等における情報システム、情報セキュリティ対策における助言を行った。

特に、特定個人情報を取り扱っている課については、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」による確認も行ったところであり、特定個人情報のより適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報については、引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

監査の結果としては、デスクトップへの ID・パスワードファイルの貼り付け、USB メモリへのパスワードの貼り付けが見受けられる課があり、それらについては情報セキュリティ事故につながる可能性が非常に高く、直ちに是正を指示した。そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかった

が、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認された。それらの事項については指導を行い、一定期間後に状況が改善できているか再確認を行った。当該事項は、龍ヶ崎市情報セキュリティポリシー等に則り、課等内全職員で取り組む必要がある項目である。

3 課等別監査結果

別紙「令和5年度（下半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり

I 人的・物的セキュリティ

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止 (職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、又は情報システムへのアクセス禁止)	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
2 パソコンの取り扱い (1) 離席時におけるパソコンの第三者使用の防止措置	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
2 パソコンの取り扱い (2) デスクトップ上へのデータ保存禁止	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	一部デスクトップに文書等を保存している課も見受けられたが、改善あり。
3 ID・パスワード	保険年金課、市民窓口課、	地域づく	コミュニティ

ドの取り扱い (職員等のパスワードが当該本人以外に知られないように取り扱われている。 定期的なパスワードの変更)	生活環境課、都市計画課、 教育総務課、農業委員会事務局	り推進課	センターで使用しているUSBメモリにパスワードが貼付されているため、改善を求める。
4 イン트라ネットにおけるメール送信 (「t o」、「c c」、「b c c」の適正な使い分け)	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
5 公務用USBメモリの取り扱い (1) 公務用USBメモリへのデータの保存禁止	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
5 公務用USBメモリの取り扱い (2) 公務用USBメモリの施錠管理	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
5 公務用USBメモリの取り扱い (3) 管理簿の作成	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
6 ノートパソコンの取り扱い (1) 水濡れによる故障の予防	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
6 ノートパソコンの取り扱い	保険年金課、市民窓口課、 地域づくり推進課、生活環	なし	

(2) 衝撃、圧迫等による故障の予防	境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局		
6 ノートパソコンの取り扱い (3) 退庁時におけるノートパソコンの施錠できる保管庫での管理	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
7 サーバ機器等の取り扱い (1) 定期保守等の実施	市民窓口課、教育総務課	なし	保有している情報資産の把握が不十分な課も見受けられたため、情報資産管理台帳の再作成を指示し、改善が図られた。
7 サーバ機器等の取り扱い (2) サーバ等に障害が発生した場合の対策手順が定められ、文書化されている	市民窓口課、教育総務課	なし	
8 周辺機器の適正な取り扱い	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	
9 セキュリティ研修への参加 (職員等が積極的にセキュリティ研修に	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、教育総務課、農業委員会事務局	なし	

参加している)			
---------	--	--	--

II 特定個人情報の適正な取り扱い

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 特定個人情報の取得について（取得手順が定められているか。裏面を見ない等の対応が周知徹底されているか）	保険年金課、市民窓口課、地域づくり推進課、教育総務課	なし	
2 特定個人情報の利用について（業務手順が定められているか）	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
3 特定個人情報の保存・削除・廃棄について（文書取扱規程等により正しい保存年限を設定しているか、機密文書として適切に削除・廃棄しているか）	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	一部特定個人情報の保存年限どおりの廃棄を考慮していない課があったが、改善の見込み。
4 特定個人情報の取り扱い体制について（届出を行い、取扱者や範囲を定めているか。持ち運ぶ際の措置を講じているか）	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
5 特定個人情報の運用について（指定範囲の外に持ち出していないか）	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
6 情報漏えい事案に対する体制（龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等対応手順書に基づき対応できるか）	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	

7 特定個人情報事務取扱担当の監督・指導(所属長による取り扱い確認が行われているか。イントラ系ファイルサーバーに特定個人情報を保管していないか)	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	e-Learning の受講状況が悪い課があったが、その後未受講者の受講が確認された。
--------------------------------------------------------------------------	-------------------	----	---------------------------------------------

Ⅲ 住民情報基幹系ファイルサーバ内の電子データ等の適正な取り扱い

監査項目	適正に実施している課等	改善が必要な課等	改善内容等
1 基幹系ファイルサーバ内のデータを、原則、文書取扱規程に準じて分類しているか。	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
2 職員の個人名等のフォルダにデータを保管していないか。	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	一部個人名のフォルダに文書等を保存している課も見受けられたが、改善の見込み。
3 使用しなくなったデータは適宜消去しているか。	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
4 個人番号など重要な電子データが含まれるファイルには、パスワードをかけて保存しているか。	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	
5 基幹系システム(総合福祉システム、健康管理システム含む)の端末のデスクトップに電子データを貼り付けしていないか。	保険年金課、市民窓口課、教育総務課	なし	一部デスクトップに文書等を保存している課も見受けられたが、改善あり。

6 原則、基幹系システムのデータ以外は、基幹系ファイルサーバに保管していないか。	保険年金課、 市民窓口課、 教育総務課	なし	
------------------------------------------	---------------------------	----	--

令和5年度（下半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧

I 人的・物的セキュリティに関して

監査内容	保険年金	市民窓口	地域づくり 推進	生活環境	都市計画	教育総務	農業委員会 事務局
1 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止	○	○	○	○	○	○	○
2 パソコンの取り扱い (1)離席時におけるパソコンの第三者使用を防止措置	○	○	○	○	○	○	○
2 パソコンの取り扱い (2)デスクトップ上でのデータの保存禁止	△	△	○	△	△	○	○
3 ID・パスワードの取り扱い (他人に教えない、ログイン時に記憶させない、失念しない)	○	△	×	○	○	○	○
4 イン트라ネットにおけるメール送信（「to」、「cc」、「bcc」の使い分け）	○	○	○	○	○	○	○
5 公務用USBメモリの取り扱い (1)データの保管禁止	○	○	○	○	○	○	○
5 公務用USBメモリの取り扱い (2)適正な保管（施錠管理）	○	○	○	○	○	○	○
5 公務用USBメモリの取り扱い (3)管理簿の作成	○	○	○	○	○	○	○
6 ノートパソコン等の取り扱い (1)水濡れによる故障の予防	○	○	○	○	○	○	○
6 ノートパソコン等の取り扱い (2)衝撃、圧迫等による故障の予防	○	○	○	○	○	○	○
6 ノートパソコン等の取り扱い (3)管理方法（施錠管理）	○	○	○	○	○	○	○
7 サーバ機器等の取り扱い (1)定期的な点検の実施	-	○	-	-	-	○	-
7 サーバ機器等の取り扱い (2)障害発生時の対応手順を定め、文書化	-	○	-	-	-	○	-
8 周辺機器の適正な取り扱い	○	○	○	○	○	○	○
9 セキュリティ研修への参加（職員の情報セキュリティ研修への参加）	○	○	○	○	○	○	○
10 情報資産の管理について	△	△	○	○	-	○	○

○：適正 △：監査指導により改善 ×：改善を要する -：該当なし

II 特定個人情報の適正な取り扱いに関して

監査内容	保険年金	市民窓口	地域づくり 推進	生活環境	都市計画	教育総務	農業委員会 事務局
1 特定個人情報の取得について (取得手順が定められているか。裏面を見ない等の対応が周知徹底されているか)	○	○	○	-	-	○	-
2 特定個人情報の利用について (業務手順が定められているか)	○	○	-	-	-	○	-
3 特定個人情報の保存・削除・廃棄について (文書取扱規程等により正しい保存年限を設定しているか。機密文書として適切に削除・廃棄しているか)	△	○	-	-	-	○	-
4 特定個人情報の取り扱い体制について (届出を行い取り扱い者や範囲を定めているか。持ち運ぶ際の措置を講じているか)	○	○	-	-	-	○	-
5 特定個人情報の運用について (指定範囲の外に持ち出していないか)	○	○	-	-	-	○	-
6 情報漏えい事案に対する体制 (龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等対応手順書に基づき対応できるか)	○	○	-	-	-	○	-
7 特定個人情報事務取扱担当の監督・指導 (所属長による取り扱い確認が行われているか。職員に対して研修等により教育を行っているか。イントラ系ファイルサーバーに特定個人情報を保管していないか)	○	△	-	-	-	○	-
備考 (特定個人情報の取り扱い)	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、医療福祉	住民基本台帳、その他出張所・市民窓口ステーション取扱業務	関係事務のみ	なし	なし	学校保健	なし

○：適正 △：監査指導により改善 ×：改善を要する -：該当なし

III 住民情報基幹系ファイルサーバ内の電子データ等の適正な取り扱いに関して

監査内容	保険年金	市民窓口	地域づくり 推進	生活環境	都市計画	教育総務	農業委員会 事務局
1 基幹系ファイルサーバ内のデータは、原則、文書取扱規程に準じて分類している。	○	○	-	-	-	○	-
2 職員の個人名等のフォルダにデータを保管していない。	△	○	-	-	-	○	-
3 使用しなくなったデータは適宜消去している。	○	○	-	-	-	○	-
4 個人番号など重要な電子データが含まれるファイルには、パスワードをかけて保存している。	○	○	-	-	-	○	-
5 基幹系システム (総合福祉システム、健康管理システム含む) の端末のデスクトップに電子データを貼り付けしていない。	△	△	-	-	-	○	-
6 原則、基幹系システムのデータ以外は、基幹系ファイルサーバに保管しない。	○	○	-	-	-	○	-

○：適正 △：監査指導により改善 ×：改善を要する -：該当なし

個人情報に係るインシデント対応訓練への参加について

1 訓練概要

「個人情報の紛失・外部への漏えい等が発生した事案」の対応訓練をすることで、自組織で実際に紛失・漏えい等事案が発生した際の対応力を向上させることや、安全管理措置の実質的な確保を図ることを目的として、個人情報保護委員会が実施する個人情報に係るインシデント対応訓練へ参加する。

2 訓練方法

オンライン開催。

訓練事務局（個人情報保護委員会）が設定したシナリオに基づいて伝えられる状況、情報等に対して、グループ内で対応方法を相談の上、訓練事務局にその内容を返答してシナリオを進行するロールプレイング形式で実施。

3 訓練シナリオ

自治体職員が喫煙所に置き忘れた特定個人情報が含まれたファイルを、外部の者が取得しインターネット上に公開したという特定個人情報の漏えい事案

4 訓練日時

令和6年2月29日（木）13：00～17：00

13：00～13：30 訓練内容の事前説明

13：30～16：00 訓練

16：00～17：00 訓練の振り返り・アンケート

5 訓練対象課

個人番号利用事務課：人事行政課、市民窓口課、こども家庭課、保育課

個人情報の庁内取りまとめ：デジタル都市推進課データ管理活用G

情報システム担当：デジタル都市推進課デジタル推進G

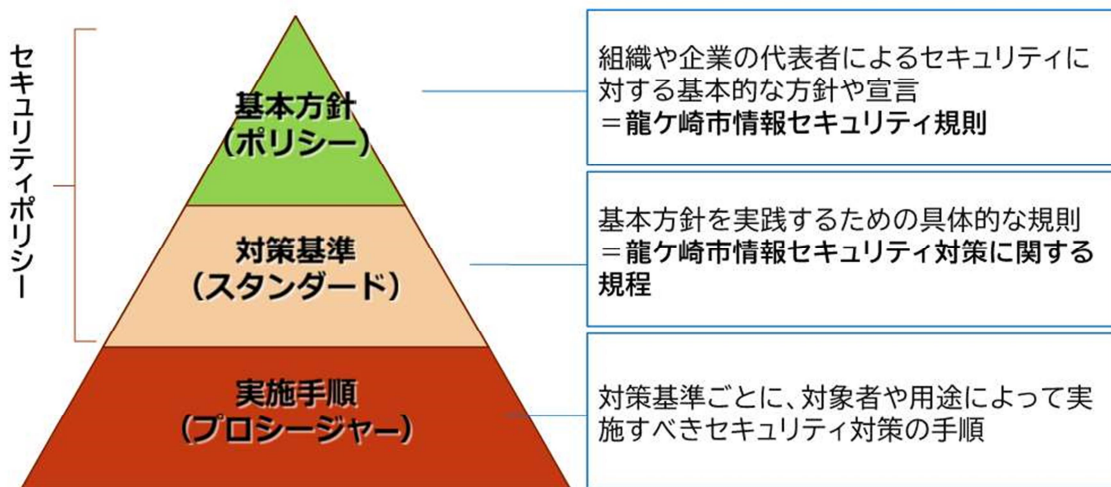
広報担当：秘書広聴課

※今後、開催通知及び訓練参加依頼を发出予定

情報セキュリティポリシーの改正について

1 情報セキュリティポリシーとは

企業や組織が定める情報セキュリティ対策について、その方針や行動指針を明文化したもの。適用範囲を設定して、情報資産を守るための基本方針、組織的な情報セキュリティへの対応体制、対策基準、実施手順などについて記載する。情報セキュリティポリシーを定める目的は、適切かつ組織的に情報セキュリティ対策を講じることで、情報資産を保護することにある。



2 改正の目的

総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は、団体によりばらつきがある情報セキュリティに統一の基準を持たせることを目的として策定されており、自治体などの地方公共団体に向けた情報セキュリティの考え方や情報セキュリティポリシーの策定方法が記載されている。

当ガイドラインは平成 27 年にいわゆるマイナンバー法およびサイバーセキュリティ基本法の内容を反映した改定が行われ、更に平成 30 年の改定では、日本年金機構における情報流失事案を受けて、情報セキュリティ対策を強化したいわゆる「三層の対策」（三層分離の対策とも言う）についての記述がガイドラインに反映された。当市の情報セキュリティポリシーにおいても、同様の内容を反映し令和元年度に改正を行っている。

しかしながら、「三層の対策」は厳しい情報セキュリティ対策を求めたもの

で、地方公共団体の現場の業務の利便性を欠いてしまうこととなった。働き方改革やインターネットを活用したテレワーク、新型コロナウイルスの蔓延というパンデミックなどの社会情勢の変化に伴い、当初求められた「三層の対策」もセキュリティと利便性のバランスを考える必要がでてきた。

さらにここ数年で、デジタル庁の発足をきっかけとして、国の行政機関や地方公共団体の情報システムのガバメントクラウドへの移行も要請されてきた背景があり、地方公共団体を取り巻く情報システムおよび情報セキュリティ対策の状況は急速に変化しつつある。

そこで今回、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改正内容に沿って、時代背景も考慮しつつ、現在の当市のDX推進に向けた方策にも適合するように情報セキュリティポリシーの改正を行う。

3 改正内容要点

ガバメントクラウドをはじめとしたクラウドサービスの利用を念頭に起きつつ、セキュリティが担保された新たな技術等を取り入れることにより、職員の利便性等の向上を図る内容となる。

4 改正日

令和6年3月1日

龍ヶ崎市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則（抜粋）

龍ヶ崎市情報セキュリティ規則（平成15年龍ヶ崎市規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(11) 個人番号利用事務系（マイナンバー利用事務系） 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ、<u>また端末・サーバ等と専用回線により接続されるガバメントクラウド上の領域をいう。</u></p> <p><u>(情報セキュリティポリシーの見直し)</u></p> <p>第13条 市長は、<u>情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(11) 個人番号利用事務系（マイナンバー利用事務系） 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。</p>

龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程の一部を改正する訓令（抜粋）

龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程（平成27年龍ヶ崎市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 } 省 略</p> <p>第18章 } 省 略</p> <p>第19章 <u>ソフトウェアパッケージ管理</u></p> <p>第20章 省 略</p> <p>第21章 省 略</p> <p>第22章 <u>情報セキュリティ事件及び事故の管理</u></p> <p>第23章 省 略</p> <p>第24章 情報区分に基づいた管理（第77条・<u>第78条</u>）</p> <p>第25章 ユーザID、パスワード及び利用者カードの取扱い（<u>第79条・第80条</u>）</p> <p>第26章 情報システムの利用範囲（<u>第81条</u>）</p> <p>第27章 電子メールの利用時の遵守事項（<u>第82条</u>）</p> <p>第28章 <u>Web会議サービスの利用時の遵守事項</u></p> <p>第29章 } 省 略</p> <p>第31章 } 省 略</p> <p>付則 （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報セキュリティ管理者 龍ヶ崎市行政組織規則（平成15年龍</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } 省 略</p> <p>第18章 } 省 略</p> <p>第19章 <u>ソフトウェア管理</u></p> <p>第20章 省 略</p> <p>第21章 省 略</p> <p>第22章 <u>情報セキュリティ事故管理</u></p> <p>第23章 省 略</p> <p>第24章 情報区分に基づいた管理（第77条<u>—第79条</u>）</p> <p>第25章 ユーザID、パスワード及び利用者カードの取扱い（<u>第80条・第81条</u>）</p> <p>第26章 情報システムの利用範囲（<u>第82条</u>）</p> <p>第27章 電子メールの利用時の遵守事項（<u>第83条</u>）</p> <p>第28章 } 省 略</p> <p>第30章 } 省 略</p> <p>付則 （定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報セキュリティ管理者 龍ヶ崎市行政組織規則（平成15年龍</p>

ケ崎市規則第3号)第2条第1項に規定する課の長、龍ケ崎市部等設置条例(平成22年龍ケ崎市条例第30号)第1条第2項に規定する課の長、龍ケ崎市会計管理者の補助組織設置規則(昭和63年龍ケ崎市規則第11号)第3条第1項に規定する課長、龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則(昭和51年龍ケ崎市教育委員会規則第2号)第8条第1項に規定する課長、龍ケ崎市校務用コンピュータ等運用管理規定(平成22年教育委員会教育訓令第1号)第3条に規定する校長、学校給食センター所長、教育センター所長、農業委員会事務局長、議会事務局課長及び監査委員事務局の長をいう。

(領域の分類等)

第10条 C I S Oは、情報システム全体の強靱性の向上のため、情報システムを次の各号に掲げる領域に区分し、それぞれ扱う情報に応じ、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(1) 個人番号利用事務系

ア 他の領域との分離

(ア) 省 略

(イ) 外部との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定及びアプリケーションプロトコルのレベルでの限定を行うこととし、外部接続先もインターネット等の外部との接続をさせないようにすること。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部連携先にあつては、L G W A Nを経由してインターネット等及び個人番号利用事務系の双方向通信においてデータ移送をすることができる。

イ 省 略

ウ 個人番号利用事務系と接続されるクラウドサービス上での情報システムの扱い 個人番号利用事務系の端末及びサーバ等と専用

ケ崎市規則第3号)第2条第1項に規定する課の長、龍ケ崎市部等設置条例(平成22年龍ケ崎市条例第30号)第1条第2項に規定する課の長、龍ケ崎市会計管理者の補助組織設置規則(昭和63年龍ケ崎市規則第11号)第3条第1項に規定する課長、龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則(昭和51年龍ケ崎市教育委員会規則第2号)第8条第1項に規定する課長、学校給食センター所長、教育センター所長、農業委員会事務局長、議会事務局課長及び監査委員事務局の長をいう。

(領域の分類等)

第10条 情報セキュリティ統括責任者は、情報システム全体の強靱性の向上のため、情報システムを次の各号に掲げる領域に区分し、それぞれ扱う情報に応じ、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(1) 個人番号利用事務系

ア 他の領域との分離

(ア) 省 略

(イ) 外部との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定及びアプリケーションプロトコルのレベルでの限定を行うこととし、外部接続先もインターネット等の外部との接続をさせないようにすること。

イ 省 略

回線により接続されるガバメントクラウド上の情報システムの領域は個人番号利用事務系として扱い、本市の他の領域とはネットワークを分離すること。

エ 個人番号利用事務系と接続されるクラウドサービス上での情報資産の扱い

(ア) 個人番号利用事務系の情報システムをガバメントクラウドにおいて利用する場合は、その情報資産の機密性を考慮し、十分な強度を持った暗号による対策を行うこと。

(イ) クラウドサービス事業者が暗号に関する対策を行う場合又はクラウドサービス事業者が提供する情報資産を保護するための暗号機能を利用する場合、クラウドサービス事業者が提供するそれらの機能や内容について入手し、その機能について理解に努め、必要な措置を行うこと。

(2) L G W A N 接続系

ア 省 略

イ 無害化通信の実施 メール又はデータを取り込む場合は、次の方式により、安全を確保すること。

(ア) } 省 略

(イ) } 省 略

(ウ) 危険因子をファイルから除去し、又は危険因子がファイルに含まれていないことを確認し、インターネット接続系から取り込む方式

第28章 Web会議サービスの利用時の遵守事項

第83条 Web会議サービス利用時は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) デジタル都市推進課の定める利用手順に従い、Web会議の参加

(2) L G W A N 接続系

ア 省 略

イ 無害化通信の実施 メールやデータを取り込む場合は、次の方式により、安全を確保すること。

(ア) } 省 略

(イ) } 省 略

者又は取り扱う情報に応じた情報セキュリティ対策を実施すること。

(2) Web会議を主催する場合は、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講ずること。

(3) 外部からWeb会議に招待される場合においても、デジタル都市推進課の定める利用手順に従い、必要に応じた情報セキュリティ対策を実施すること。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。